

倉敷市告示第628号

倉敷市一般廃棄物の搬入に係る協力金及び手続に関する要綱を次のように定める。

令和3年10月12日

倉敷市長 伊 東 香 織

記

倉敷市一般廃棄物の搬入に係る協力金及び手続に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市の区域外で生じた一般廃棄物を処理施設に搬入する地方公共団体（以下「搬入団体」という。）に対して、環境保全協力金（以下「協力金」という。）の支払を求め、環境負荷の低減に関する施策の財源に充てることにより、市民の生活環境の向上に寄与するとともに、当該搬入に係る手続を定めることにより、本市と搬入団体の一般廃棄物処理計画の調和を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。
- (2) 処理施設 法第8条第1項の規定による許可を受けた一般廃棄物処理施設（同項に規定する一般廃棄物処理施設をいう。以下この号において同じ。）及び法第15条の2の5第1項の規定による届出がなされた一般廃棄物処理施設であって、本市に所在するものをいう。

(事前協議)

第3条 市長は、搬入団体から廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第4条第9号イの規定による通知（以下「事前通知」という。）を受けた場合であって、搬入される一般廃棄物が適正かつ円滑に処理されるために特に必要があると認めるときは、事前協議を行うことができる。

- 2 市長は、前項の事前協議を行うときは、搬入団体に、一般廃棄物搬入事前協議書（以下「協議書」という。）の提出を求めるものとする。
- 3 協議書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 一般廃棄物を処理施設において処理しようとする理由を記載した書類
- (2) 法第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

4 市長は、協議書の内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに、一般廃棄物搬入事前協議承認通知書（以下「承認通知書」という。）により搬入団体に通知するものとする。

（協定）

第4条 市長は、事前通知を受けたとき（前条第1項に規定する事前協議を行った場合は、同条第4項に規定する承認通知書により通知したとき）は、搬入団体の長と一般廃棄物の搬入に関する協定（以下「協定」という。）を締結するものとする。協定の内容を変更しようとする場合も、また同様とする。

（一般廃棄物の搬入）

第5条 搬入団体は、協定の締結後でなければ、一般廃棄物を処理施設に搬入してはならない。

（一般廃棄物搬入実績の報告等）

第6条 搬入団体は、前条に規定する搬入を行ったときは、市長に対し、搬入を行った一般廃棄物の搬入量を集計し、所定の実績報告書（以下「報告書」という。）を提出しなければならない。

2 前項の報告書は、4月から12月までの間の搬入については翌年の1月15日までに、1月から3月までの間の搬入については年度の末日までに提出しなければならない。

3 処理施設の設置者は、搬入団体ごとの一般廃棄物の受入量について年度ごとに集計し、当該年度の末日までに市長に報告するものとする。

4 市長は、必要に応じ、搬入団体並びに搬入する一般廃棄物の種類及び量を公表することができる。

（協力金の額等）

第7条 市長は、搬入団体に対し、協定に基づき協力金の支払を求めるものとする。

2 協力金の額は、報告書に記載された一般廃棄物の搬入量に1トン当たり1,000円を乗じて得た額とする。ただし、最終処分場以外の処理施設への搬入を行ったものについては、1トン当たり500円を乗じて得た額とする。

3 前項の場合において、1トン未満の端数があるときは、これを切り上げる。

4 市長は、報告書の提出を受けたときは、協力金の額を確定し、搬入団体に通知するものと

する。

- 5 第2項の規定にかかわらず、市長において自然災害等により搬入団体の区域内で一般廃棄物を処理することが困難であると認める場合は、当該一般廃棄物の搬入に係る協力金の支払は求めないものとする。

(協力金の支払)

第8条 搬入団体は、前条第4項の通知を受けた日から起算して30日以内に協力金を支払うものとする。

- 2 市長は、搬入団体が前項の規定による期日までに協力金の支払が困難であると認めるときは、期間を定めて支払を猶予することができる。

(協力金の使途)

第9条 市長は、第1条の目的を達成するため、協力金を本市の環境保全に対する施策の財源に充てるものとする。

(調査)

第10条 市長は、第1条の目的の達成に必要な限度において、搬入団体からの一般廃棄物の搬入に関して調査を行うことができる。

- 2 市長は、前項の調査に当たり、搬入団体及び処理施設の設置者に対して報告を求めることができる。

(適用除外)

第11条 この要綱の規定は、法第9条の8から第9条の10までに規定する認定に係る処理施設に当該認定に係る一般廃棄物を搬入する場合は、適用しない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。